財政健全化法に基づく健全化判断比率について

1.概要

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項の規定により、 各会計の決算に基づき4つの健全化判断比率を算定し、監査委員の審査に付 した上で、議会に報告し、住民に公表する。

2 . 早期健全化基準

4つの健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合は、財政健全化計画を定めなければならない。

財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、 総務大臣・県知事へ報告しなければならない。また、毎年度、その実施状況 を議会に報告し公表する。

財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、総務大臣又は県知事から必要な勧告を受けることになる。

3.財政再生基準

健全化判断比率のうちいずれかが財政再生基準以上の場合は、財政再生計画を定めなければならない。

財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、県 知事を経由して総務大臣と協議し、その同意を求めることができる。

財政再生計画を定めている地方公共団体(財政再生団体)は、毎年度、その実施状況を議会に報告し公表する。

財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができない。また、財政の運営が計画に適合しないと認められる場合等においては総務大臣から予算の変更等必要な措置の勧告を受けることになる。

早期健全化基準・財政再生基準(市町村)

	早期健全化基準(%)	財政再生基準(%)	
実質赤字比率	財政規模に応じ	20.00	
天貝が于比平 	11.25~15.00	20.00	
連結実質赤字比率	財政規模に応じ	30.00	
理 加夫 貝办子比率	16.25~20.00	30.00	
実質公債費比率	25.0	35.0	
将来負担比率	350.0	(設定なし)	

4. 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率

- 一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する割合を表す指標。
- 「一般会計等」とは、地方公共団体が設置する会計のうち、「地方財政状況 調査」における「普通会計」が対象とする範囲に相当するもの。

本市の平成24年度決算においては一般会計の1会計が該当する。

実質収支額(歳入総額から歳出総額、翌年度に繰り越すべき財源(未収入特定財源を除く)を差し引いた額)の合計は4億1,701万円の黒字であり、標準財政規模(103億7,730万8千円)に対して4.01%に相当することから、「実質赤字比率はマイナス4.01%」となる。

健全化指標においては、黒字の場合は「実質赤字比率は該当なし」と表現される。

(2)連結実質赤字比率

全ての会計における実質赤字額及び資金不足額の合計額の標準財政規模に 対する割合を表す指標。

会計区分

一般会計等~前(1)と同じ。

公営企業に係る会計以外の特別会計

事業実施に伴う収入をもって当該事業に要する費用を賄うべき事業 に係る特別会計のうち、 の公営企業会計を除いた特別会計。

本市の平成24年度決算においては次の3会計が該当する。

- ・国民健康保険事業特別会計
- ・介護保険事業特別会計(保険事業勘定、介護サービス事業勘定)
- ・後期高齢者医療特別会計

これら3会計の実質収支額の合計は1億4,421万3千円の黒字。 公営企業会計

法適用企業(地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する企業) に係る特別会計及び法非適用企業(地方財政法第6条に規定する法令 で定める公営企業のうち法適用企業以外のもの)に係る特別会計。

本市の平成24年度決算においては次の4会計が該当する。

[法適用企業]

・上水道事業会計

[法非適用企業]

- ・下水道事業特別会計
- ・農業集落排水事業特別会計
- ・簡易水道事業特別会計

一般会計等の「実質収支」に相当する、これら公営企業会計に係る「資金不足額・剰余額」は、法適用企業が剰余額8億4,784万6千円、法非適用企業の剰余額の合計が7,546万3千円。

から までの各会計の実質収支と資金不足額・剰余額の合計(連結実質収支額)は14億8,453万2千円の黒字であり、標準財政規模に対して14.30%に相当することから、「連結実質赤字比率はマイナス14.30%」となる。

健全化指標においては、黒字の場合は「連結実質赤字比率は該当なし」 と表現される。

(3)実質公債費比率

一般会計等の公債費のほか、公営企業会計等の公債費への繰出金や一部事務組合等への負担金、債務負担行為額、元利補給金等を算入した公債費の標準財政規模に対する割合を表す指標で3か年の平均値。

実質公債費比率 = 公債費等充当一般財源等額 - (特定財源額 + 交付税需要額算入額) 標準財政規模 - 交付税需要額算入額

(単位:千円、%)

	X	分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成24年度
	公債費等充当一	責費等充当一般財源等額		2,428,299	2,375,439	2,227,267
	元利償還金の額(繰上償還額等を除く)		1,747,236	1,687,759	1,644,986	1,621,915
	積立不足額を考慮して算定した額		0	0	0	0
	満期一括償還地方債1年当たりの元金償還金相当		0	0	0	0
	公営企業の地方債償還充当繰入金		302,023	329,284	364,807	339,740
	一部事務組合等の地方債償還充当補助金・負担金		380,642	381,273	339,656	242,372
	公債費に準ずる債務負担行為		31,492	29,983	25,990	23,240
	一時借入金の利子		0	0	0	0
	特定財源額		26,515	24,137	26,095	29,747
	標準財政規模		10,425,543	10,878,825	10,612,012	10,377,308
	標準税収入額等		3,794,509	3,609,790	3,655,460	3,549,969
	普通交付税額		6,090,308	6,513,170	6,345,884	6,211,693
	臨時財政対策債	発行可能額	540,726	755,865	610,668	615,646
	交付税需要額算入額		1,446,330	1,440,919	1,409,172	1,361,351
	災害復旧費等に係る基準財	政需要額	797,684	811,150	814,712	843,528
	災害復旧費等に係る基準財政需要額(*準元利償還金 に係るもの)		122,931	121,240	111,568	79,861
	事業費補正により基準財政	需要額に算入された公債費	178,400	170,536	170,945	167,515
	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費 (*準元利償還金に係るもの)		341,622	331,722	305,173	263,492
	密度補正により基準財政需	要額算入された元利償還金	0	0	0	0
	密度補正により基準財政需要額算人された元利償還金 (地方債の元利償還額を基礎として算入されたもの)		5,693	6,271	6,774	6,955
	実質公債費比率(単年度)		11.00929	10.20611	10.21611	9.27432
3	実質公債費比率	平成 23 年度	10.4			
	(3か年平均)	平成 24 年度	9.8			

準元利償還金とは、普通会計以外の会計に係る元利償還金

(4)将来負担比率

地方債現在高等、将来的に市が実質的に負担すべき総額の標準財政規模に対する割合を表す指標。

将来負担比率 = 将来負担額 - 充当可能財源等 標準財政規模 - 算入公債費等の額

(単位:千円、%)

区分		平成 23 年度	平成 24 年度
将来負担額		25,440,787	26,215,543
地方債の現在高		15,675,609	16,739,337
	債務負担行為に基づく支出予定額	287,665	33,373
	公営企業債等繰入見込額	5,971,750	6,236,532
	組合等負担等見込額	1,004,194	777,654
	退職手当負担見込額	2,499,007	2,428,647
	設立法人の負債額等負担見込額	2,562	0
	連結実質赤字額	0	0
	組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0
充旨	当可能財源等 -	21,336,764	23,010,659
	充当可能基金	6,311,615	6,618,041
	充当可能特定歳入	441,731	557,197
	基準財政需要額算入見込額	14,583,418	15,835,421
標準	丰財政規模	10,612,012	10,377,308
算	入公債費等の額	1,409,172	1,361,351
将来負	負担比率	44.5	35.5